

○釧路市排水設備工事指定店指定要綱

平成17年10月11日
改正 令和 元年 9月10日
改正 令和 2年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、釧路市排水設備工事指定店に関する規程（平成17年釧路市上下水道部管理規程第28号。以下「規程」という。）の規定に基づき、釧路市排水設備工事指定店（以下「指定店」という。）の指定について、規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(建設業の種類)

第2条 規程第2条第1号に規定する建設業の許可を受けている者とは、管工事業、土木工事業又は建築工事業の許可を受けている者とする。

(設備及び機械)

第3条 規程第2条第3号に規定する排水設備等工事に必要な設備及び機械は、次に掲げるものとする。

- (1) 水準測量器
- (2) 各種管工事用機械器具等
- (3) 排水設備の清掃、修繕及び凍結融解等に要する器具等
- (4) 工事現場保安用機材等

(直接施工)

第4条 規程第2条第3号に規定する排水設備等工事の直接施工については、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 工事の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 指定店としての自己名義を他の業者に貸与してはならない。

(指定店の申請)

第5条 規程第3条に規定する公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定する指定店の申請の期日とは、毎年2月末日とする。

(責任技術資格者名簿)

第6条 規程第3条第5号及び第7条第1項に規定する責任技術資格者名簿には、責任技術者資格認定証又は合格通知書の写しを添付し、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 責任技術者の氏名、住所、生年月日
- (2) 責任技術者の資格認定証番号
- (3) 責任技術者の資格登録有効期間

(必要要件)

第7条 規程第2条第4号に規定する管理者が必要と認める要件とは、次に掲げるものとする。

- (1) 工事業者の代表者が、破産者で復権していない者でないこと。
- (2) 指定店又は指定店の代表者が、規程第12条の規定により指定店の指定又は責任技術者としての登録を取消された場合は、それから2年を経過していること。

- (3) 規程第12条の規定により指定を取消された指定店が法人の場合、その代表者が個人又は別の法人の代表者として申請する場合は、それから2年を経過していること。
 - (4) 指定店自らが行った排水設備工事について、その機能に支障が生じた場合は、速やかに修復できる体制が確立されていること。
 - (5) 工事業者の経営内容等に問題がなく、健全な営業活動の継続が可能と判断されること。
 - (6) 工事業者の代表者及び責任技術者が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業における職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
 - (7) 前号に定めるほか、管理者が必要と認める要件を具備していること。
- 2 指定店の指定後において、前項第1号又は第6号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を管理者に届け出るものとする。

(指定の有効期間)

第8条 規程第9条の管理者が指定する有効期間は、4年以内とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。